

建設工事入札における最低制限価格の算出方法の改正について

滝沢市では、最新の国の基準に準じ、建設工事の最低制限価格の算出方法の改正を行いました。

令和6年10月1日以降に入札公告又は指名通知を行う入札から最低制限価格の算出方法が変更となります。

改正内容は、以下のとおりです。

1 改正の概要

○最低制限価格の範囲の適用

【現行】

予定価格の 10分の7 ～ 10分の9

↓

【改正後】

予定価格の 10分の**7.5** ～ 10分の**9.2**

○予定価格算出の基礎となった

	【現行】	【改正後】
① 直接工事費の額	97%	(現行どおり)
② 共通仮設費の額	90%	(現行どおり)
③ 現場管理費の額	90%	(現行どおり)
④ 一般管理費等の額	55%	→ 68%

2 改正後の要領

改正後の「滝沢市営建設工事請負契約に係る最低制限価格事務取扱要領」をご参照ください。

滝沢市企画総務部財務課 契約担当
TEL：019-656-6568（直通）
FAX：019-684-1517